

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課
不利益処分名	電気製品の提出命令
根 拠 法 令	電気用品安全法
根 拠 条 項	第46条の2第1項
連 絡 先	(電話 621 - 5225)
処 分 基 準	<p>（電気用品の提出）</p> <p>第46条の2 経済産業大臣は、前条第1項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第4項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>2・3 【略】</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)